




平成16年(行ウ)第15号

原告 市民オンブズパーソン栃木外二名
被告 宇都宮市上下水道事業管理者外一名

2005(平成17)年11月28日

被告 宇都宮市上下水道事業管理者
上下水道局長 今井利男

代理人弁護士 渋川 孝夫

指定代理人 郷間 勝男 

指定代理人 関口 修 

指定代理人 篠崎 善久 

宇都宮地方裁判所第2民事部御中

準備書面(2)

この準備書面においては宇都宮市における水道事業の歴史とその内容を湯西川ダムと関連づけながら以下主張する。

第1 はじめに(水道事業者の責務)

水道法はその第2条において「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源である

ことにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。」と定めている。宇都宮市もこうした規定にもとづき、ライフラインとしての水道事業の重要性を銘記し、現在そして将来にわたって安定的に水道水を供給し同時にそのための水源を確保すべく水道事業に携わっている。

第2 湯西川ダム建設事業

ところで、湯西川ダム建設事業は、国（旧「建設省」、現「国土交通省」）が主体となって建設する多目的ダムで、昭和57年度に国が実施計画調査に着手し、昭和61年3月に国から湯西川ダムの建設に関する基本計画が告示された。その後、平成12年5月及び平成16年10月の同基本計画の変更を経て、総事業費が約1840億円となり平成23年度の事業完成に向け現在事業が進められている。ちなみに、湯西川ダム建設事業の目的は、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、都市用水（水道用水・工業用水道用水）の補給を図るものである。なおその概要については、既に提出済みの乙第1ないし3号証に記されているとおりである。

第3 宇都宮市水道事業の概要

1 水道事業の目的

水道法第1条は「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」と定め、さらに同法第15条は「給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。」また、「給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。」と規定し、水道事業者に給水義務を課している。換

言するなら、水道は市民生活を維持し都市活動を支えるために欠くことのできない基幹的な施設として、常に安全で安定した給水が求められているのである。

ところで、現在宇都宮市の水道事業は地方公営企業として宇都宮市及び河内町を給水区域とし、需要者に対して安全でしかも安定的な給水を確保すべく、第6期水道拡張事業などの諸施策を総合的に実施している。

2 水道事業の経過

さて、宇都宮市の水道事業は、大正5年3月に給水が開始された。以来、第二次世界大戦後の町村合併や市勢の発展に歩調を合わせるかのように、水需要は著しい伸びを示してきた。こうした状況に適合すべくこの間宇都宮市は水道拡張事業を継続して実施し、同時に新たな水源の確保と浄水場・配水管などの施設整備を進めてきた。（別紙資料1）

第4 宇都宮市水道事業と湯西川ダムの関連

1 第5期水道拡張事業

宇都宮市は北関東の中心都市として発展を続け、昭和59年には人口40万人を突破し、それとともに都市化が進み生活様式も少なからず変化し、同時に水需要は増加の一途をたどることが予想された。また水道が普及されていないいわゆる未給水地区においては、安定した水の供給が強く要望されていた。

こうした事情を背景に、昭和58年度に将来の水需要に対応するため宇都宮市は水需要予測調査を実施したところ、新たな拡張事業の必要性が生じた。そこで、宇都宮市は昭和59年3月に「宇都宮市水道事業の設置等に関する条例

(昭和41年条例第53号)の一部を改正する条例案」、具体的には給水区域を拡張し、給水人口を525,700人、また1日の最大給水量を310,000立方メートルとする条例案を議会に提出した。この条例案は議会で承認され、次いで同年3月厚生省から水道法第10条の規定に基づく認可を受けた。そして、ここに正式に計画給水人口を525,700人、計画1日最大給水量を310,000立方メートルとする第5期水道拡張事業が、昭和59年度を初年度、また最終年度を昭和70年度としてむこう12か年継続して施行されることとなった。

同時に、その後増加するであろう水需要に対応する水源として、宇都宮市は、国が昭和57年度から実施調査を開始した前述の湯西川ダムからの取水〔0.61立方メートル/秒(52,700立方メートル/日)〕と栃木県営鬼怒水道用水供給事業からの受水〔0.324立方メートル/秒(28,000立方メートル/日)〕に依存することとした。

2 第6期水道拡張事業

ところで、第5期水道拡張事業が完成したとしても宇都宮市北西部には依然として未給水地域が残っていたため、市民皆水道を実現し、あわせて高水準の水道の構築をめざすべく、新たな整備計画の策定が必要となった。そこで、宇都宮市は改めて平成4年度に水需要予測を実施し、その結果をふまえ平成6年3月に宇都宮市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第53号)の一部を改正する条例案を議会に提出した。この条例案は、給水区域を拡張すると同時に、給水人口を565,300人と、また1日最大給水量を320,000立方メートルとするもので、議会での承認を経て、次いで同年3月に水道法第10条に基づく厚生省の認可を受けて、ここに計画給水人口を565,300人と、計画1日最大給水量を320,000立方メートルと、また平成6年度を初年度、平成18年度を最終年度とする第6期水道拡張事業として開始された。

しかし、その後のバブル崩壊後の景気低迷など社会経済情勢の変化により、第6期水道拡張事業の基本となる水需要はその実績が計画を下回るという現象が生じた。そこで、宇都宮市は平成10年度に改めて水需要予測調査を実施した。その結果、今後の水需要は従来のような高い経済成長に伴う大きな需要増は考えにくいものの、大規模開発等による人口の増加や水洗化、核家族化及び井戸水併用者転換に伴い水量の増加が予想され、長期的には緩やかな増加基調で推移することが見込まれた。こうした予測にもとづき、宇都宮市は平成12年3月に宇都宮市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を改正する条例案を議会に提出した。この条例案の骨子は、給水人口を550,700人、1日最大給水量を310,000立方メートルとするもので、既に実施中の第6期水道拡張事業を新たな水需要に適合するようこれを見直すものであった。このように、平成12年3月に第6期拡張事業は議会の承認を受け変更された。すなわち、計画給水人口を550,700人、計画1日最大給水量を310,000立方メートルとするもので、従前の計画を下方修正した。同時に計画目標年次も平成18年度から平成32年度に延長された。

その後、宇都宮市では平成14年度に、宇都宮市が目指す将来像を実現するために必要な施策を具体的に明らかにした、平成9年度策定の「第4次宇都宮市総合計画」が改定されたが、その中で将来推計人口が下方修正されていた。これをうけ、水需要についても、将来人口や経済フレームと整合を図る必要が生じた。そこで、平成14年度に再び水需要予測の見直しを行った。その見直しによって、計画給水人口は490,500人、計画1日最大給水量は226,000立方メートルと修正された。こうした修正にもとづき、宇都宮市は水源構成の見直しを行い、湯西川ダムからの計画取水量を0.61立方メートル/秒（52,700立方メートル/日）から、0.3立方メートル/秒（25,900立方メートル/日）に減量した。そのう

えで、宇都宮市は平成16年3月に、給水人口を490,500人、1日最大給水量を226,000立方メートルとする条例案を議会に提出し承認を得た。以上のような経過をたどって、宇都宮市は平成15年度に第6期水道拡張事業の再変更を行いそれを水需要と均衡のとれるものとした。

3 現在の水源構成

以上のとおり、平成14年度に行った水需要予測見直しの結果、計画1日最大給水量は従来の310,000立方メートルから226,000立方メートルとなり、これに伴いこの226,000立方メートルを確保するための水源の構成についても見直しが必要となった。そこで、平成14年度に地下水源能力調査を実施するとともに、平成15年度に各水源の状況、水源費、維持管理費等のコスト、将来の安定性などを総合的に勘案し見直しを行った。

その結果は下表「平成15年度の水源地構成の見直し結果」記載のとおりである。まず川治ダム水源及び今市水源並びに栃木県営鬼怒水道用水供給事業からの受水（県からの受水）については、水質や浄水能力に問題がなく、しかも安定した基幹的水源であることから従来どおりの量を取水することとした。次に、地下水源である宝井・白沢水源については、供用開始後すでに長期間が経過しただけでなく水源地周辺の環境変化により取水能力が低下していることが明らかとなった。そこで、地下水位観測調査や地下水源能力調査を実施した。その結果、年間を通じて安定的に給水できる水量は、宝井水源が18,000立方メートル/日、また白沢水源が60,000立方メートル/日であることが判明した。しかし、宝井水源については水源地周辺の環境の変化のため、水源の原水から塩素消毒のみでは除去できない耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム）の指標菌が検出されるなど、水質汚染のおそれ認められたため、水質事故の未然防止という観点から平成16年11月に休止した。

このように以上の4箇所の水源で確保可能な給水能力は、

川治ダム	100,000立方メートル/日、
今市	14,000立方メートル/日、
県からの受水	28,000立方メートル/日、
白沢	60,000立方メートル/日、

の合計202,000立方メートル/日で、前記計画1日最大給水量の226,000立方メートルには24,000立方メートル不足していた。こうした不足を補うべく、また水源費や維持管理費等のコスト、将来の安定性などを総合的に勘案し、最終的には湯西川ダムから取水することとした。

[平成15年度水源構成の見直し結果]

(給水量ベース 単位立方メートル/日)

* 給水量とは、浄水場から需要者に給水できる水量である。

水源名称	川治ダム	今市	県からの受 水	宝井	白沢	湯西川ダ ム	計
前計画	100,000	14,000	28,000	41,000	77,000	50,000	310,000
現計画	100,000	14,000	28,000	0	60,000	24,000	226,000
増減	0	0	0	△41,000	△17,000	△26,000	△84,000

4 水道事業の現状（平成17年3月末現在）

以下のとおりである

- (1) 給水人口 475,518人
- (2) 1日最大給水量 198,060立方メートル/日
(平成4年度1日最大給水量 227,810立方メートル/日)
- (3) 現在の給水能力 202,000立方メートル/日
- (4) 水道普及率 97.62%

5 水利権について

以上述べたことをふまえ、ここにいわゆる「水利権」について本件との関連において一言ふれておきたい。水利権とは、河川の流水を占有する権利であり、新たに河川から取水するためにはその河川管理者の許可を得なければならない（河川法第23条）。そして、現時点において宇都宮市が河川から新たに取水する場合、河川法第23条及び特定多目的ダム法第3条にもとづいてダム事業に参画しそこから取水量を確保するという方法に限られる。すなわち、宇都宮市が鬼怒川から取水しようとする場合、国が計画する湯西川ダム建設事業に宇都宮市もこれに参画することが法律上不可欠となっている。ちなみに、宇都宮市では既に川治ダムにおいて国直轄の川治ダム建設事業に参画し水源を確保しているという事情もある。このように、実は鬼怒川からの取水は湯西川ダムに先立って行われている。

さて、前述のとおり、平成15年度に実施した水源構成の見直しにより、現在では下記のとおり各水源から取水し給水を実施している。なお、1日最大給水量についてそれが、湯西川ダムを除いた現給水能力20万2千立方メートル/日上回ることが予測される。そこで、現在宇都宮市は湯西川ダムが完成し供用を開始するまでの間、国から暫定豊水水利権の設定を受け、この権利にもとづいて鬼怒川から取水

しこれを給水している。なお、これはあくまで暫定であつて、この権利にもとづく期間は、言うまでもないことであるが湯西川ダム建設事業の工期である平成23年度までとされている。なお、暫定豊水水利権とは、ダムの完成を前提に河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に限り取水できるという条件が付された水利権で、水源が必ずしも安定的に確保されているわけではないが、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請される場合に暫定的に国から許可されるもので、その許可期間1年とされている。要するに、宇都宮市は国からこうした暫定豊水水利権の設定を受け、既設水源のみでは不可避免的に生ずる給水不足に対応することとした。ちなみに、宇都宮市においては平成16年11月から当面の間13,500立方メートル/日がこの暫定豊水水利権にもとづいて取水され供給されている。

記

平成17年度の状況

(給水量ベース。単位は立方メートル/日である)

水源名称	川治ダム	今市	県からの受水	白沢	湯西川ダム (暫定豊水水利権)	計
現在	100,000	14,000	28,000	60,000	13,500	215,500

第5 特定多目的ダム法との関連

1 経緯

(1) 宇都宮市では前述のとおり第5期水道拡張事業において、新たな水源である湯西川ダムから取水することとなった。そこで、特定多目的ダム法（以下「特ダム法」という。）第15条の規定に基づき昭和60年7月に湯西川ダム使用権設定申請書を建設省に提出した。また、同年8月には同法第4条の規定にもとづき、建設大臣から湯西川ダム使用権設定予定者である宇都宮市長に対して「湯西川ダムの建設に関する基本計画の作成について」の意見の照会があり、宇都宮市は了承する旨回答した。昭和61年3月には同法第4条の規定にもとづき湯西川ダムの建設に関する基本計画が国から告示され、水道水を取水する宇都宮市、茨城県及び水道用水・工業用水を取水する千葉県の各利水者が負担する額が定められた。ここでいう各利水者が負担する額とは、湯西川ダム建設に要する費用を各利水者がその取水量の割合に応じて負担する額の謂であって、宇都宮市の負担率は総事業費約880億円の8.7%となり、負担額は約76億5,600万円となった（乙2号証9頁）。

(2) 平成11年1月、当時の建設大臣から特ダム法第4条の定めにもとづき、湯西川ダム使用権設定予定者である宇都宮市長に対して「湯西川ダムの建設に関する基本計画の作成について」の意見の照会があった。この照会に対し宇都宮市は同意する旨回答した。その後、平成12年5月に建設省は同法第4条の規定にもとづき、「湯西川ダムの建設に関する基本計画」の変更を告示し、この結果工期は「昭和73年度」から「平成23年度」までの予定に延長された。

(3) 一方、宇都宮市では新たな水需要予測の結果を踏

まえ、平成15年度に水源構成を見直した。そして、湯西川ダムからの取水量を従前の0.61立方メートル/秒（52,700立方メートル/日）から、0.3立方メートル/秒（25,900立方メートル/日）に減量することとし、あわせて特ダム法第15条の規定に基づいて、平成15年11月国土交通省に「湯西川ダム使用権設定変更申請書」を提出した。そして、同年11月に同法第4条の規定にもとづき国土交通大臣から湯西川ダム使用権設定予定者である宇都宮市長に対して「湯西川ダムの建設に関する基本計画の変更について」の意見の照会がなされた。同年12月に宇都宮市は同意する旨回答した。

平成16年10月、国土交通省が同法第4条の規定にもとづき、「湯西川ダムの建設に関する基本計画」の一部変更を告示し、宇都宮市の取水量は0.61立方メートル/秒（52,700立方メートル/日）から、0.3立方メートル/秒（25,900立方メートル/日）に減量された。同時にこうした減量にとまない宇都宮市が負担する割合、すなわち「負担率」が前記の8.7%から5%に引き下げられた。ただし、約880億円であった総事業費が約1,840億円となったため、宇都宮市はその5%に相当する約92億円を負担することとなった（乙3号証）。

2 宇都宮市の負担額

（1）負担の根拠

宇都宮市では前述のとおり、現在湯西川ダム建設事業への参画を前提として国から暫定豊水水利権を取得してここから得られる水を供給している。こうした暫定豊水水利権は言うまでもないことであるが、現在及び将来において必要不可欠の水源である。このような見地から宇都宮市は特ダム法第15条に基づいて、前記のとおりダム使用権の設定予定者という地位を取得した。同時に宇都宮市は湯西川ダム使用権設定予定者として、同法第7条の規定にもとづ

いてダムの建設に係る費用の一部を負担することとなっている。なお、国土交通省では湯西川ダム建設事業において、事業費の縮減を図るためコスト縮減に向けた各種の取組に努めている。

(2) 負担額

宇都宮市は前述のとおり総事業費約1,840億円の5%である約92億円を負担する。なお、平成15年9月10日から平成16年9月9日までに支出した負担金の合計は6億2856万7000円である。

第6 水源地域対策特別措置法との関連

1 水源地域対策特別措置法の目的

水源地域対策特別措置法（以下「水特法」という。）はその第1条において、「ダム又は湖沼水位調整施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するため水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。」と定め、さらにその第12条において、ダムにより利益を享受する所謂下流受益者に対してその整備事業に要する費用の一部を負担させることを認めている。

ところで、湯西川ダムに関する整備事業については以下のような経緯をたどっている。すなわち、

ア 昭和61年3月18日、湯西川ダムは、「水特法第2条第2項のダム、同条第3項の湖沼水位調節施設及び第9条第

1項の指定ダムを指定する政令（昭和49年政令第273号）」の一部改正により、いわゆる九条指定ダムに指定された。

イ 平成9年11月17日国土交通大臣により塩谷郡栗山村大字西川、大字湯西川が水源地域としての指定を受け、その旨公示された。

ウ 平成10年1月30日内閣総理大臣は栃木県が策定した水源地域整備計画を最終的に決定した。

エ 平成10年5月12日水特法第12条に基づく下流受益者の経費負担についての協定等が関係者の間で締結された。

なお、水源地域の指定を受けて栃木県が作成し、内閣総理大臣が決定した整備事業の概要等は「利根川水系湯西川湯西川ダムに係る水源地域整備計画」（甲第11号証）に記されているとおりである。

2 前記のとおり、水特法は下流受益者に対して整備に要する費用の一部を負担させることができると定めている。そこで、整備事業の事業主体であり同時にダムの所在する栗山村の利益を代表する栃木県は、湯西川ダムにより利水又は治水上の利益を受ける者（いわゆる「下流受益者」）と協議してその負担する経費の一部を下流受益者に負担させることができるという水特法第12条の規定に基づいて、下流受益者である宇都宮市との間で平成10年5月12日、整備事業に要する経費の一部について、

「利根川水系湯西川湯西川ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」（甲第12号証）

及び、

「利根川水系湯西川湯西川ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」（乙第5号証）を締結した。

3 そして、これら協定及び覚書を締結した結果、宇都宮市は総負担金額169億981万7000円の14.43%に相当する約24億4000万円を負担することとなった。なお、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの負担額は1億6026万4000円である。

第7 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業との関連

1 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の目的

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「基金」という）は、利根川・荒川水系（湯西川も利根川水系の一部としてこれに入っている）における水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興対策に必要な資金の貸し付け、交付等の援助及び調査を行うことにより、ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定、水没関係地域の発展に資することを目的として1都5県（東京都、千葉県、茨城県、群馬県、埼玉県、栃木県）によって昭和51年12月22日に設立された。

2 その後の経緯は次のとおりである。

（1）平成5年2月19日「湯西川ダム」が基金によって基金事業の対象ダムに指定された。

（2）平成6年3月17日栃木県、茨城県、千葉県及び基金の間で「利根川水系湯西川ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費についての協定書」が締結された（乙第6号証）。

（3）平成6年3月17日栃木県知事と宇都宮市水道事業管理者との間で、「利根川水系湯西川ダム建設事業に伴う財

団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に係る栃木県負担額の利水者負担に関する協定書」が結ばれた（乙第4号証）。

3 基金事業の費用負担に係る協定等

(1) 下流受益者負担に関する協定等

基金事業費の財源は次のように定められている。すなわち、利根川水系及び荒川水系に建設されるダムその他水資源の開発のための施設（以下「ダム等」という）ごとに、ダム等の建設により利益を受ける地方公共団体が事業に要する経費を出捐し、それを財源とする（乙第4号証「第1、2条」）。宇都宮市について言えば、宇都宮市は栃木県と上記協定を締結し、栃木県の負担分（15.2%）を宇都宮市水道事業管理者が負担することとなっている。

(2) 宇都宮市水道事業管理者の負担額

(ア) 総負担額

基金事業の全体計画が未確定であることから、宇都宮市水道事業管理者の総負担額も未確定である。ただし、平成16年度までの事業費は13億4229万6981円であって、宇都宮市水道事業管理者はうち2億402万9461円を負担した。

(イ) ちなみに平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に宇都宮市が支出した負担金の合計は5046万2590円である。

第8 湯西川ダム建設事業参画の必要性

前述のとおり、宇都宮市が湯西川ダム建設事業へ加わる

ことになった理由は、昭和59年度の第5期水道拡張事業策定時において実施した水需要予測調査の結果、増加する一方と予測される水需要を賄うためには、将来にわたって安定した水源を確保すること、そしてそのためには河川から新たに取水すること、同時にダム事業へ参画することが不可欠であったからである。その後、平成6年度の第6期水道拡張事業、また平成11年度の第6期水道拡張事業変更さらには平成15年度の第6期水道拡張事業再変更に至るまで、宇都宮市ではその各当時の社会情勢や水需給の動向を勘案しつつ適宜水需要予測の見直しを行い、その結果をもとにしてその都度湯西川ダムからの取水量を決定してきた。

なお、湯西川ダム建設事業の工期である平成23年度までの宇都宮市の全給水能力は20万2千立方メートル/日であるが、長期的な観点に立てば水需要は給水人口の増加、水洗化率の上昇、未普及地区における配水管の整備、井戸水から水道への転換、さらにはインターパーク宇都宮南や宇都宮テクノポリスセンター地区などの開発事業により緩やかに増加するものと見込まれており、今後の水需要は現在の水源能力20万2千立方メートル/日を超えるものと予測されている。

こうした事態をふまえ、宇都宮市は湯西川ダム建設事業への参画を前提とした暫定豊水水利権の設定を国から受け、現在鬼怒川から取水し給水している。このように湯西川ダムからの取水は、現在そして将来にわたり安定的給水を確保するためになくってはならないものとなっている。

また、現在の湯西川ダムからの取水量0.3立方メートル/秒(25,900立方メートル/日)は、湯西川ダムの建設に関する基本計画の第2回変更(平成16年10月)時に変更されたものであるが、その変更の際には、平成14年度の水需要予測の結果と地下水源の能力調査の結果を踏まえ、平成15年度に各水源の状況や水源費、維持管理費等の浄水コストその他将来の安定性などを総合的に勘案し、「第4第

3項」で詳論しているとおりに必要に応じて水源構成を見直してきた。

このように宇都宮市にとって、湯西川ダム建設事業に参画し現在及び将来にわたって必要な水源を確保して安定給水を図ることが、市民生活の維持に必要な不可欠なものとなっている。宇都宮市が湯西川ダム建設事業に参画する所以である。

第9 まとめ

以上指摘してきたとおり、宇都宮市として将来にわたり安定した給水ができるよう必要な水源を確保するためには湯西川ダムに依存する以外に選択の余地はない。なお、湯西川ダム建設事業への参画にあたっては市民の代表たる議員で構成される市議会での議決を経ていることは言うまでもない。また、多目的ダムである湯西川ダムからの取水を受けるためには特ダム法第15条に基づくダム使用权の設定を受けることが必要であり、同時にダム使用权の設定予定者となった者は同法第7条第1項の定めに従いダム建設費を負担しなければならない。

さらに、湯西川ダムは水特法第9条が規定する「その建設により水没する住宅の数が特に多いダム」に指定されている関係上、「その指定されたダムを利用し、河川の流水を水道等の用に供することが予定されている者に対し協議の上で同法の整備事業に係る経費の一部を負担させることができる」と定める同法12条の規定にもとづいて、宇都宮市は同法の水源地域整備計画の作成者である栃木県と協議の上協定書を締結し負担金を支払っているものである（甲第12号証）。

以上のとおり、宇都宮市が湯西川ダム建設事業に参画するという施策は十分合理的根拠があることはもちろん、そ

の事業に係る負担金を支出することは、法的根拠にもとづくものであって何ら違法な点はない。

宇都宮市水道事業の沿革概要

大正元年 創設事業認可
給水人口 80,000 人
1日最大給水量 10,000 m³/日



昭和 24 年度 応急拡張増補改良
給水人口 80,000 人
1日最大給水量 16,800 m³/日



昭和 29 年度 第 1 期拡張事業認可
給水人口 100,000 人
1日最大給水量 35,000 m³/日



昭和 35 年度 第 2 期拡張事業認可
給水人口 200,000 人
1日最大給水量 70,000 m³/日



昭和 40 年度 第 3 期拡張事業認可
給水人口 279,000 人
1日最大給水量 120,000 m³/日



昭和 45 年度 第 4 期拡張事業認可
給水人口 410,000 人
1日最大給水量 225,100 m³/日





昭和 47 年度 第 3 期拡張事業変更認可
給水人口 460,000 人
1 日最大給水量 255,100 m³/日



昭和 58 年度 第 5 期拡張事業認可
給水人口 525,700 人
1 日最大給水量 310,000 m³/日



平成 5 年度 第 6 期拡張事業認可
給水人口 565,300 人
1 日最大給水量 320,000 m³/日



平成 11 年度 第 6 期拡張事業変更
給水人口 550,700 人
1 日最大給水量 310,000 m³/日

(計画給水人口及び 1 日最大給水量の減であるため、水道法第 10 条の規定により国の認可対象外)



平成 15 年度 第 6 期拡張事業再変更
給水人口 490,500 人
1 日最大給水量 226,000 m³/日

(計画給水人口及び 1 日最大給水量の減であるため、水道法第 10 条の規定により国の認可対象外)

平成16年(行ウ)第15号

準備書面

平成17年11月28日

宇都宮地方裁判所第2民事部 御中

原 告 市民オンブズパーソン栃木 外2名

被 告 宇都宮市長 佐藤 栄一 外1名

上記被告宇都宮市長佐藤栄一

訴訟代理人弁護士 阪 口



同指定代理人 田野実 栄一



同指定代理人 川 俣



被告宇都宮市長佐藤栄一は、被告宇都宮市上下水道事業管理者の平成17年11月28日付準備書面の内容をすべて援用する。